

ala TIMES 広告募集要項

この要項は、（公財）可児市文化芸術振興財団(以下「財団」という。)が発行する「ala TIMES」に掲載する有料広告の募集について、財団で定める広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)及び広告掲載基準(以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

1 広告の媒体

- (1) 名称 ala TIMES
- (2) 規格 A4 (A3サイズ2つ折り) 中丁合挟み込み 全8ページ
- (3) 発行回数 毎月1回 (1日発行)
- (4) 発行部数 33,800部／月 ※広報かに折込部数：32,000部 (令和7年3月1日時点)

2 広告の規格・掲載料金等

規格	掲載位置	掲載料	仕様
縦60mm× 横60mm以内	P6 下段 イベントスケジュール下	年契約 20,000円 ※指定の5回掲載	1色印刷 (モノクロ)

3 掲載期間

2025年7月号～2026年3月号のうち財団が指定した5か月。

※基本は年契約とします。8月号以降からの場合は5,000円／回とします。

4 掲載できない広告

要綱第4条及び基準第4条に定める広告のほか、クーポン券や割引券、金券などに利用できるものは掲載できません。「ala TIMESを持参」などの記載も同様の扱いとします。

また、広告のデザインや内容について、広報誌のイメージを損なうことのないよう調整させていただく場合があります。

5 申込方法

広報誌広告掲載申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、電子メール、持参、郵送、ファックスのいずれかでお申し込みください。原稿データは別途電子メールでご提出いただきます。

【申込・問合先】可児市文化創造センターala

〒509-0203 可児市下恵土3433-139

電話：0574-60-3311 ファックス：0574-60-3312

電子メール：ala_info.01@kpac.or.jp

※持参される場合の受付時間は、毎週火曜および年末年始を除く 9 時から 22 時までです。

※電子メールの場合、添付ファイルの容量は 7 MB 以内でお願いします。データの容量がこれを超える場合は、CD-R や大容量ファイル送信サービスなどでご提出ください。

6 申込締切・申込開始

掲載希望号発行日の 50 日前までにお申し込みください。

7 広告掲載の決定・広告掲載料金の納入

提出いただいた書類を審査した上で掲載の可否を先着順により決定します。

掲載が決定した場合、財団から広報誌広告掲載決定通知書（別紙様式 2）と広告掲載料金の納入通知書を送付します。納入期限までに納入をお願いします。

なお、広告掲載料金は 1 回の申請分ごとにまとめて前納していただきます。

掲載しないことを決定した場合、財団から広報誌広告非掲載決定通知書（別紙様式 3）を送付します。

8 広告原稿の作成と提出

広告原稿のデータは、広告主の責任及び負担で作成し財団へ提出してください。原稿締切日は掲載号発行日の 40 日前です。なお、財団では原稿内容の校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いないよう十分ご注意ください。また、色校正は原則、財団に一任いただくことになりますが、掲載の紙面イメージのデータ確認を電子メールで行います。

9 広告掲載期間の変更

広告掲載決定後に広告主の自己都合により、広告掲載期間の変更をする場合は、掲載変更希望号の原稿締切日までに、広報誌広告掲載変更・取り下げ申出書（別紙様式 4）を提出してください。変更を決定した場合、財団から広報誌広告掲載変更決定通知書（別紙様式 5）を送付します。

なお、変更後の広告掲載月分に係る広告掲載料金を再計算し、既納の広告掲載料金から変更後の広告掲載料金を差し引いた額を返還します。ただし、期間延長の場合や割引率が不適用になった場合は、追加徴収になる場合もあります。返還または追加徴収する広告掲載料金には、利子及び利息を付しません。

10 広告掲載の取り下げ

広告掲載決定後に広告主の自己都合により、広告掲載を全て取り下げる場合は、初回掲載号の原稿締切日までに、広報誌広告掲載変更・取り下げ申出書（別紙様式 4）を提出してください。取り下げが決定した場合、財団から広報誌広告掲載取り下げ決定通知書（別紙様式 6）を送付します。

なお、既納の広告掲載料金は返還します。返還する広告掲載料金には利子を付しません。